

令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和4年11月

名古屋国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千6百件（前事務年度2千2百件）、着眼調査が2千件（同1千3百件）であり、合計5千7百件（同3千5百件）、このほか、簡易な接触の件数は9万3千件（同7万7千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は9万9千件（同8万1千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万2千件（同3万8千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、548億円（同366億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは497億円（同337億円）、着眼調査によるものは51億円（同29億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は431億円（同362億円）となっており、調査等合計では979億円（同728億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、89億円（同56億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは85億円（同53億円）、着眼調査によるものは4億円（同3億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、156万円（同161万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は25億円（同21億円）となっており、調査等合計では113億円（同77億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
			特別・一般		着眼		計						
				対前年比		対前年比		対前年比					
1	調査等件数	件	2,192		1,304		3,496		77,321		80,817		
			3,620	165.1%	2,043	156.7%	5,663	162.0%	93,487	120.9%	99,150	122.7%	
2	申告漏れ等の非違件数	件	2,071		971		3,042		34,556		37,598		
			3,337	161.1%	1,373	141.4%	4,710	154.8%	36,960	107.0%	41,670	110.8%	
3	申告漏れ所得金額	百万円	33,718		2,893		36,611		36,200		72,811		
			49,699	147.4%	5,094	176.1%	54,793	149.7%	43,121	119.1%	97,914	134.5%	
4	追徴税額	本税	百万円	4,427		267		4,694		2,040		6,733	
				7,048	159.2%	333	124.7%	7,381	157.2%	2,430	119.1%	9,811	145.7%
5		加算税	百万円	906		35		941		22		964	
			1,432	158.1%	41	117.1%	1,473	156.5%	26	118.2%	1,499	155.5%	
6		計	百万円	5,333		302		5,635		2,062		7,697	
			8,480	159.0%	374	123.8%	8,854	157.1%	2,456	119.1%	11,310	146.9%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,538		222		1,047		47		90	
				1,373	89.3%	249	112.2%	968	92.5%	46	97.9%	99	110.0%
8	追徴税額	本税	万円	202		20		134		3		8	
				195	96.5%	16	80.0%	130	97.0%	3	100.0%	10	125.0%
9		加算税	万円	41		3		27		0.03		1	
			40	97.6%	2	66.7%	26	96.3%	0.03	100.0%	2	200.0%	
10		計	万円	243		23		161		3		10	
			234	96.3%	18	78.3%	156	96.9%	3	100.0%	11	110.0%	

(注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千1百件（前事務年度1千8百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千7百件（同1千4百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、128億円（同104億円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	令和2事務年度	令和3事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		1,785	2,114	118.4
土地建物等		1,569	1,861	118.6
株式等		216	253	117.1
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		1,362	1,668	122.5
土地建物等		1,176	1,426	121.3
株式等		186	242	130.1
③		%	%	ポイント
申告漏れ割合 (② / ①)		76.3	78.9	2.6
土地建物等		75.0	76.6	1.7
株式等		86.1	95.7	9.5
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		10,426	12,842	123.2
土地建物等		8,939	11,141	124.6
株式等		1,487	1,701	114.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		584	607	104.0
土地建物等		570	599	105.1
株式等		688	672	97.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施したほか、輸出品販売場制度の悪用事案に対する調査に新たに積極的に取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1千9百件（前事務年度9百件）、着眼調査が1千1百件（同6百件）であり、合計3千件（同1千5百件）、このほか、簡易な接触の件数は9千件（同1万1千9百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万2千件（同1万3千4百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千1百件（同5千9百件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、28億円（同13億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは23億円（同11億円）、着眼調査によるものは5億円（同1億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、94万円（同85万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は5億円（同6億円）となっており、調査等合計では34億円（同19億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般		着眼		計		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
			件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比				
1	調査等件数	件	898		607		1,505		11,859		13,364	
			1,907	212.4%	1,113	183.4%	3,020	200.7%	8,955	75.5%	11,975	89.6%
2	申告漏れ等の非違件数	件	798		466		1,264		4,611		5,875	
			1,670	209.3%	854	183.3%	2,524	199.7%	4,617	100.1%	7,141	121.5%
3	追徴税額	本税	923		113		1,036		585		1,620	
		加算税	1,910	206.9%	363	321.2%	2,273	219.4%	513	87.7%	2,786	172.0%
		計	2,123		476		3,309		1,098		4,405	
4	一件当たり	本税	212		31		243		23		266	
		加算税	437	206.1%	121	390.3%	558	229.6%	24	104.3%	582	218.8%
		計	1,134	207.0%	144	336.1%	2,831	221.3%	537	88.5%	3,368	178.6%
6	一件当たり	本税	103		19		69		5		12	
		加算税	100	97.1%	33	173.7%	75	108.7%	6	120.0%	23	191.7%
		計	24	95.8%	5	220.0%	16	112.5%	0.2	150.0%	2	250.0%
7	一件当たり	本税	23		11		18		0.3		5	
		加算税	126	97.6%	43	179.2%	94	110.6%	6	120.0%	28	200.0%
		計	126	97.6%	43	179.2%	94	110.6%	6	120.0%	28	200.0%

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は1,592万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、390件（前事務年度301件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の1,592万円（同1,056万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,373万円（同1,538万円）に比べ1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は62億円（同32億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は398万円（同273万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の234万円（同243万円）に比べ1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は16億円（同8億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は595万円（同299万円）で、所得税の実地調査(特別・一般)全体の234万円（同243万円）に比べ2.5倍となっています。

○ 「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体									
		2事務年度	3事務年度	対前年比										
調	査	件	件	301	390	129.6%	3,620							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	257	349	135.8%	3,337
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百	万	円	3,179	6,209	195.3%	49,699
追	徴	税	額	百	万	円	823	1,553	188.7%	8,480				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万	円	1,056	1,592	150.8%	1,373
	追	徴	税	額	万	円	273	398	145.8%	234				

○ 海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体									
		2事務年度	3事務年度	対前年比										
調	査	件	件	68	64	94.1%	3,620							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	65	60	92.3%	3,337
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百	万	円	778	1,325	170.3%	49,699
追	徴	税	額	百	万	円	203	381	187.7%	8,480				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万	円	1,144	2,070	180.9%	1,373
	追	徴	税	額	万	円	299	595	199.0%	234				

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

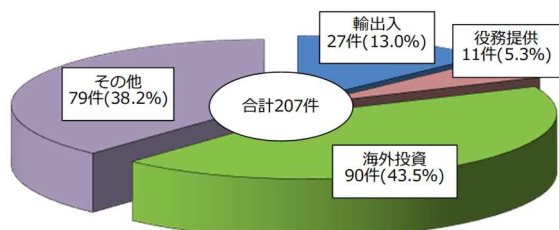
～「富裕層」のみならず、1件当たり申告漏れ所得金額・1件当たり追徴税額は過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、207件（前事務年度168件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,214万円（同1,710万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,373万円（同1,538万円）に比べ1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は46億円（同29億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の527万円（同314万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の234万円（同243万円）に比べて2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は11億円（同5億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
		2事務年度	3事務年度	対前年比			
調	査 件 数	件	168	207	123.2%	3,620	
申	告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	162	198	122.2%	3,337	
申	告 漏 れ 所 得 金 額	百万円	2,872	4,584	159.6%	49,699	
追	徴 税 額	百万円	527	1,090	206.8%	8,480	
一 件 当 た り	申	告 漏 れ 所 得 金 額	万円	1,710	2,214	129.5%	1,373
	追	徴 税 額	万円	314	527	167.8%	234

○ 取引区分別の調査状況

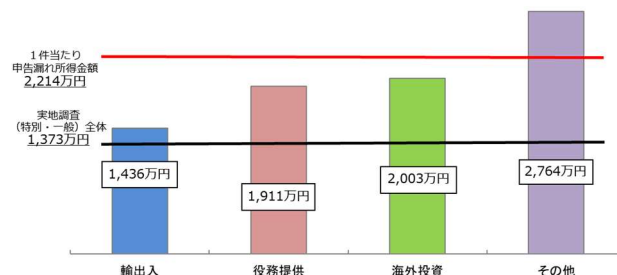


(注) () 内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他・・・海外で支払いを受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、85件（前事務年度82件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,532万円（同1,762万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は13億円（同14億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は208万円（同219万円）となっています。また、追徴税額の総額は2億円（同2億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフェリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
 なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

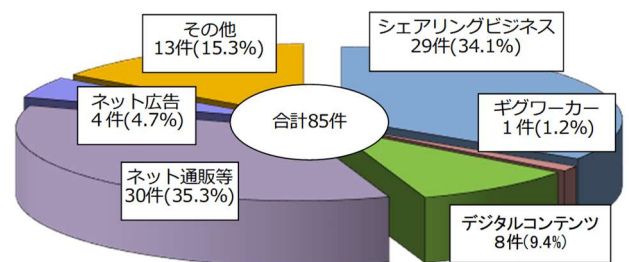
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、51件（前事務年度62件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,529万円（同2,473万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は13億円（同15億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は731万円（同748万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億円（同5億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度		
調査	件数	82	85	103.7%	3,620
申告漏れ等の非	件数	81	82	101.2%	3,337
申告漏れ所得	金額	1,445	1,302	90.1%	49,699
追徴	税額	180	177	98.3%	8,480
1件当たり	申告漏れ所得	1,762	1,532	86.9%	1,373
	追徴税額	219	208	95.0%	234

【取引区別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目		事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		2事務年度	3事務年度		
調査	件数	62	51	82.3%	3,620
申告漏れ等の非	件数	59	51	86.4%	3,337
申告漏れ所得	金額	1,533	1,290	84.1%	49,699
追徴	税額	464	373	80.4%	8,480
1件当たり	申告漏れ所得	2,473	2,529	102.3%	1,373
	追徴税額	748	731	97.7%	234

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフェリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額で過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、836件（前事務年度643件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は2,038万円（同2,059万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,373万円（同1,538万円）に比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は170億円（同132億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の246万円（同214万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の234万円（同243万円）に比べ1.1倍となっています。また、追徴税額の総額は21億円（同14億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、783件（同416件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の178万円（同176万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の123万円（同126万円）に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は14億円（同7億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	2事務年度	3事務年度			
調査件数 件	643	836	130.0%	3,620	
申告漏れ所得金額 百万円	13,239	17,035	128.7%	49,699	
追徴税額 百万円	1,378	2,059	149.4%	8,480	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,059	2,038	99.0%	1,373
	追徴税額 万円	214	246	115.0%	234

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度		
調査件数 件	416	783	188.2%	1,907
追徴税額 百万円	732	1,394	190.4%	2,347
1件当たり追徴税額 万円	176	178	101.1%	123

5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

- 消費税の輸出物品販売場制度を悪用し免税購入した物品を国内転売するような事案についても新たに積極的に調査を実施しています。

＜消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査状況（即時徴収事案）＞

- 令和3事務年度においては、2件（前事務年度0件）実地調査を実施しました。
- 即時徴収の対象となった税額の総額は892万円であり、1件当たりの追徴税額は、446万円となっています。

(注) 輸出物品販売場制度における即時徴収とは、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品をその者が出国する日又は居住者となる日（基本的に入国後6か月以内）までに輸出しない（国外に持ち出さない）ときに、税関長（居住者となるケースにおいては税務署長）が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収すること、また、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品を譲渡したときに、税務署長が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することをいいます。

○ 消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査の状況

項目	事務年度等	
		3事務年度
調査件数	件	2
追徴税額	万円	892
1件当たり追徴税額	万円	446

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額（含加算税）	前年の順位
		万円	万円	位
1	商工業デザイナー	2,497	765	－
2	機械部品受託加工	1,955	341	7
3	冷暖房設備工事	1,937	335	5
4	製図設計士	1,921	313	－
5	生命保険外交員	1,730	401	－
6	よ う 接	1,701	460	－
7	機械器具、部品修理	1,558	295	1
8	特定貨物自動車運送	1,534	282	10
9	宅 配	1,525	174	－
10	型 枠 工 事	1,523	245	－

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

(単位:万円)

順位	24事務年度		25事務年度		26事務年度		27事務年度		28事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	風俗業	3,443	キャバレー	2,423	キャバレー	1,820	キャバレー	1,926	キャバレー	1,613
2	キャバレー	1,795	風俗業	2,093	パ	1,323	ダンプ運送	1,086	防水工事	1,147
3	解体工事	1,388	貨物軽車両運送	1,029	冷暖房設備工事	1,247	特定貨物自動車運送	1,040	小売業・自動車	1,067
4	生命保険外交員	1,374	小売業・家庭電器器具	919	人材派遣業	1,096	防水工事	1,028	人材派遣業	1,059
5	特定貨物自動車運送	943	人材派遣業	889	ダンプ運送	1,039	冷暖房設備工事	942	製図設計士	1,004
6	パ	942	パ	783	小売業・自動車	963	人材派遣業	887	特定貨物自動車運送	918
7	冷暖房設備工事	931	自動車板金塗装	761	特定貨物自動車運送	915	焼肉	872	建設、設備工事労務者	826
8	一般貨物自動車運送	906	酒場	750	一般貨物自動車運送	866	解体工事	850	小売業・コンビニエンスストア	817
9	焼肉	902	冷暖房設備工事	748	スタンドバー	844	パ	837	学習塾経営	814
10	溶接業	898	理髪	729	司法書士、行政書士	832	塗装工事	820	一般貨物自動車運送	767

順位	29事務年度		30事務年度		元事務年度		2事務年度		3事務年度	
	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額	業種目	金額
1	不動産代理仲介	4,626	貨物軽車両運送	1,595	卸売業・くず金、くず鉄	1,635	機械器具・部品修理	3,214	商工業デザイナー	2,497
2	キャバクラ	3,533	土木工事	1,036	宅配	1,556	内科医	2,896	機械部品受託加工	1,955
3	商品販売外交員	1,463	特定貨物自動車運送	1,033	人材派遣業	1,546	不動産代理仲介	2,549	冷暖房設備工事	1,937
4	人材派遣業	1,461	とび工事	967	貨物軽車両運送	1,514	プログラマー	2,323	製図設計士	1,921
5	機械器具・部品修理	1,195	機械部品受託加工	938	ダンプ運送	1,502	冷暖房設備工事	2,312	生命保険外交員	1,730
6	パ	1,142	一般海面漁業	933	冷暖房設備工事	1,462	社会保険労務士	2,243	よう接	1,701
7	理髪	1,029	建設、設備工事労務者	927	機械部品受託加工	1,428	機械部品受託加工	2,080	機械器具・部品修理	1,558
8	スナック	1,023	人材派遣業	905	型枠工事	1,390	一般貨物自動車運送	1,812	特定貨物自動車運送	1,534
9	焼肉	986	防水工事	888	一般貨物自動車運送	1,383	ガラス工事	1,801	宅配	1,525
10	すし	956	外構工事	872	機械器具・部品修理	1,379	特定貨物自動車運送	1,747	型枠工事	1,523